

～介護従事者の採用や資質向上を考えている皆様へ～

令和7年度離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業を募集しています！**令和8年1月30日（金）〆切**

介護事業所等が負担した下記経費の2分の1（上限800千円）を補助します

【対象経費】

外国人労働者の就職も対象になります！

1 地域外からの就職促進支援

- ・転居に要した経費（赴任旅費、引越・転出費用等）のうち法人が負担した経費及び短期間の就労に要する旅費を補助 ※人件費・家賃等は対象外
- ・採用予定者が短期間の就労に参加する場合に要する旅費等を補助

＜鹿児島県内からの採用の場合＞

令和7年度から新規に雇用した介護職員に対し下記3点を全て満たすこと。

- ① 介護職員初任者研修課程を受講させること
- ② 人材育成（OJT）の計画・実績があること
- ③ 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること（既に介護の資格（旧ヘルパー2級課程又は介護職員初任者研修課程修了以上の資格）を有する者は対象外とする。）

＜鹿児島県外からの採用の場合＞

令和7年度中に新規に雇用した介護職員に対し下記の点を満たすこと。

- ① 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること（既に介護の資格（旧ヘルパー2級課程又は介護職員初任者研修課程修了以上の資格）を有する者も対象とする。）

＜留意点＞

- ▷ 人材育成（OJT）については、原則申請法人内で実施されるものとします。
- ▷ 補助要件を全て満たす場合は、新卒・既卒（中途採用）等の雇用の経緯や正規・非正規等の雇用形態については問いません。（ハローワークを介さずに雇用することも可）
- ▷ 介護業務に従事することが可能な在留資格を持つ外国人労働者も対象とします。

＜重要！必ず確認してください！＞

申請後に雇用に至らないケースや雇用直後に退職するケースによる申請の取り下げを防ぐため、以下の要件を満たし、申請書類が全て揃った段階で申請してください。

- ☐ 令和7年度中に新たに雇用した介護職員について
- ☐ 3か月以上継続して雇用し、人材育成（OJT）を実施していること
- ☐ 介護職員初任者研修の申込みが完了し、令和8年3月31日までに研修が終了予定であること

2 地域外での採用活動支援

- ・介護サービス事業所等が地域外での採用活動に要する経費（就職説明会の参加費、交通費、宿泊費等）を補助

3 介護従事者の資質向上支援

- ・介護従事者の資質向上に係る研修の受講に要する経費（研修受講費、交通費、宿泊費等）を補助

【補助額】

- 1 事業所当たり上限800千円（補助率2分の1）※ 消費税及び地方消費税を含む
- ・うち「1 地域外からの就職促進支援」に係る経費については、新規雇用者1人当たり上限200千円とする。

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係
電話 (099)-286-2687 (直通) FAX (099)-286-5554
メール k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp



～介護従事者の採用や資質向上を考えている皆様へ～

令和7年度離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

- ▶ 詳しくは令和7年度離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業実施要項をご覧ください。
県ホームページ> 健康・福祉> 高齢者・介護保険> 介護人材確保に向けた取組
- ▶ 申請は、先着順に受け付け、予算に達し次第受付終了となります。

1 概要	人口減少や高齢化が進んでいる離島や中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等が、介護人材確保を目的に行う、地域外からの就職促進や地域外での採用活動、介護従事者の資質向上の推進の取組に係る経費の一部を支援します。
2 対象法人	以下の全ての要件を満たした法人を対象とします。 (1) 対象地域 本事業の対象となる離島・中山間地域（以下「対象地域」という。）は、鹿児島県内の市町村のうち、下記のいずれかに該当する地域。 ア 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域 ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域 エ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地 オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 カ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島 キ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村 ※ 離島・中山間地域については、県ホームページに掲載の別添「離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助対象地域」を参照ください。 (2) 対象施設・事業所 介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人のうち、対象地域に所在する施設・事業所 (3) 国や市町村等が実施する各種助成金のうち、同一の支給要件を満たすこととなる助成金等を受給していないこと。

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係
電話 (099)-286-2687 (直通) FAX (099)-286-5554
メール k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp